

視察報告

まちづくり特別委員会

視察期間

平成25年2月6・7日

視察先と視察事項

○長野県安曇野市

新交通システム（あづみん）について

○長野県塩尻市

中心市街地活性化基本計画

（塩尻駅南地区市街地再開発事業）について

安曇野市

この地域は公共交通機関がほとんど廃止になっており、旧五町村それぞれで地域振興バスや路線バス、循環バス、乗合タクシー、福祉バス、観光周遊バスの運行や、高齢者等の外出支援のためのタクシー初乗り料金補助など実に様々な試みが行われていました。

また、当地域は自然景観、文化施設、山岳、温泉等の豊富な観光資源を有しており、これを活用すればかなりの地域振興が望める状況になっています。しかしながらこれらを利用するための公共交通機関は少なく、利用が困難な状況になっています。

そこで、国土交通省との共催により「長野県安曇野地域における公共交通システム構築のための討論会」を設置し、検討を進め市内全域での乗り合いタクシーを中心とした試行運行を開始しました。

乗り合いタクシーを開始した過程として、アンケート調査やワークショップ等を開催し、実際に利用する市民の意向を十分に拾い出し、国や県をはじめ地域団体、交通事業者等を交えた協議会にて市民の意向を反映させる。また、観光に対応した交通システムの検討に際し観光客からも1000件を超えるアンケートや交通実態調査を実施し、観光資源の活用もできるような努力されています。



▲新交通システム（あづみん）

土岐市も市民バスなど素晴らしい取り組みを行なって運行していますが、市民の要望調査、利用状況など、その時々に合わせて変更していく柔軟な対

応が求められており、また多くの観光スポットを活用できる可能性があると思います。

安曇野市では運行状況を事細かに集計しています。具体的には利用場所ランキングを乗車と下車に分けグラフ化したり、利用者数、性別、世代、利用料金割合などひと目で運行状況がわかるようになっていきます。

そのような集計を繰り返すことにより、より市民の要望に近い運行が初めて出来るものと思います。土岐市も習うことが多い事例だと思われます。

塩尻市

塩尻市の中心市街地である大門地区は、駅前商店街として栄えて来ました。昭和37年に市役所が現在の位置に置かれてからは多様な公共施設が当地区に機能的に配置されています。さらには金融機関や郵便局などのサービス施設、医療機関等が集約されるなど中心地としての役割を果たしてきました。

しかし、57年に塩尻駅が移転するという転機があり、動線が大きく変化しました。また大型スーパー等が郊外に出店したり隣接する松本市等の商圏の競合等により商店街の機能低下が生じており、中心市街地としての機能役割が問われている状況になっています。

そこで塩尻市は中心市街地を三つの

ゾーンに分けそれぞれの位置づけを明確にすることにより、それぞれの特徴を生かしたまちづくりを進めることとしました。具体的には市役所やレザンホール（行政文化ゾーン）、塩尻駅（交通発着ゾーン）、ウイングロードビル等（コミュニティゾーン）とし、それぞれの特徴を生かしたまちづくりを進めています。その三つのゾーンと公園や緑地をネットワークで結ぶことにより、都市機能や回遊性の向上を図り都市としての連続性を創出しそれぞれのゾーンが発展していくことを目指しています。

土岐市も駅周辺の再開発に着手しているところであり、また市役所の耐震性を鑑み建て替えを含む協議に入ったところです。こういった転機に思い切った計画をたてる良い機会だと思います。

一度建ててしまうと施設等は移動するのは困難で多くの費用を必要とします。また各所に転々と施設がある場合、市民への利便性も低下することが予想されます。商業機能の復活、住居・交流人口の増加、駅周辺サービス機能の強化という中心市街地の課題を検討できる機会は、今を置いて無いと思われまますので慎重にまた大胆な計画を広く市民からの要望を募集しながら進めていく必要があると感じました。

視察報告

議会改革特別委員会

視察期間

平成25年1月17・18日

視察先と視察事項

○三重県四日市市

「議会基本条例・通年議会について」

○奈良県天理市

「議会基本条例制定について」

四日市市

※四日市市議会基本条例について

四日市市議会は、これまでの議会改革に加え、平成17年に議員提案で制定された。四日市市民自治基本条例（理念条例）に規定されている考えをもとに、議会の基本理念や基本方針など、議会に関する基本的事項を定めようと制定された経緯があった。

四日市市議会の議会基本条例の「基本方針の三本柱」と「新たな取り組み」については次の通りである。

《基本方針の三本柱》

- ①市民との情報共有 第20条～第23条
議会活動について積極的に情報を公開し、市民等との情報共有に努める。
- ②市民参加の推進 第24条～第26条
議会における討議に市民意思を反映

させる仕組みの構築。

③議員間討議活性化 第27条～第31条

議員での討議の活性化・集約された意見から政策立案・政策提言の実行。

《新たな取り組み柱》

「通年議会」(第9条) 定例会を年一回とし、会期を通年としている。

「反問権」(第13条) 本会議における質問や委員会における質疑において、執行部から議員へ反問を可能とした。

「文書質問」(第16条) 文書により執行部に対して質問を行うことを可能としている。

※通年議会について

今回の視察目的の一つに、四日市市議会の「通年議会」があった。四日市市議会の通年議会は、会期を5月～翌年4月までの一年を通して議会在開会され、通年とすることで議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応できるようになった。また常任委員会・特別委員会の活動を活性化し



▲四日市市

より慎重な議案審査やより専門的な調査を行うことが可能になったとしている。

先進地である四日市市議会でも、実際の議会運営は、土岐市議会の年4回の定例議会と多くの違いを見ることはできなかった。土岐市議会での通年議会の導入は将来の課題ではあるが、現時点では慎重な検討が必要である。

天理市

天理市の議会基本条例の制定は、全国的にもいち早く先進的に取り組まれ、平成21年6月19日の定例会で、全議員により提案可決され、9月1日より施行されました。ちょうどその年の5月6日に、土岐市議会運営委員会でも、天理市の議会基本条例について視察させていただいており、今回の天理市への視察は約3年半となる二度目の訪問となりました。

※天理市議会基本条例の趣旨及び特徴

- ①議員及び市民が、自由に情報及び意見を交換する議会報告会の開催。
- ②広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式の導入と市長等に反問権を認めること。
- ③行政が重要な政策等を提案する場合、政策等の発生源や効果などの七項目の説明を求めること。
- ④重要な政策及び課題について、議会

は共通認識と合意形成を図る目的での政策討論会の開催。

⑤委員会は、市民の要請に応じて、説明責任を果たす懇談会等を開催。

⑥議案に対する各議員の賛否対応等を議会広報での公表。

⑦議員定数及び議員報酬の改定は、市政の現状と課題、将来の予測と健全な財政運営を考慮すること。

⑧この条例を議会における最高規範として位置づけること。

⑨議員が入れ替わる選挙後、本条例の目的が達成されているか検討し、条例の改正を含め、適切な措置を講じ市民に説明すること。

※議会基本条例の制定後の取り組み

天理市では、議会は、議会基本条例の制定が目的ではなく、議会改革は限りがないと仰しやられておられ、天理市議会は、議会基本条例を制定後も、平成22年1月に議会改革検討委員会を設置、また、平成23年6月には議会改革推進委員会を設置されるなど、さらなる議会改革を進められているとの言葉が印象的であった。



▲天理市

特別委員会活動報告

まちづくり特別委員会

平成24年度は、「公共交通網の運用方法」と「中心市街地のまちづくり」をテーマに掲げ委員会を推進してまいりました。

土岐市駅前の新土岐津線整備事業について平成25年4月現在、土地取得に關して34区画中、26区画が契約済み、3区画が契約手続き中、5区画が交渉中となっております。

新土岐津線整備事業につきましては平成25年度末までの完成を目標に掲げており、引き続き多くの問題がありますが、地権者の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

公共交通網の運用方法といたしまして、長野県安曇野市の新交通システム「あづみん」の行政視察等を通じ、現在の運行システムと市民の希望とのギャップをいかに少なくしていくかを第一として考えていく必要があると感じました。

また、土岐市にも美濃焼等の観光資源を生かしきれない部分が多く存在すると思われまます。

そういった施設を結ぶ観光周遊交通網、市民の暮らしに密着した交通網、

高齢者、過疎地域などにも配慮した交通網など、個別に考えなければならぬ事例も多くあり、どのように運行するのかではなく、どのような方が利用するのかを明確にした上で、一概に解決できるものではありませんが、アンケート調査などを繰り返す事により市民や観光者の希望に近い運行方法を常に模索する必要があると思われまます。

中心市街地のまちづくりに関しましては、長野県塩尻市の視察等を行い、議論を深めてまいりました。

折しも市役所の耐震性を鑑み建て替えを含む協議が始まったところですが、土岐市全体のまちづくりを見直す良い機会になればと考えています。

このような大きな変換期を迎える中、公共交通網の問題と同じように市民との対話する機会を多く作り、要望等を汲み取り、市民が快適に過ごすことのできるまちづくりを目指す事が、広くは土岐市全体の商業機能の復活や人口減少の歯止めにつながっていくものと思われまます。

います。



議会改革特別委員会

当委員会を設置して2年目となる本年は、昨年に引き続き、土岐市議会基本条例の案文及び解説文の作成について議論を重ねてまいりました。平成25年中の制定を目標に延べ19回の委員会を開催しました。

策定に当たっては、土岐市独自の特色のある議会基本条例の制定を念頭に議論を重ねているところではあります。が、内容によっては、先進地への視察を実施するなどそれぞれの先進地の事例を参考にすることも多くあります。

そうした場合、この事例を当市に取り入れまますと、果たしてどのような効果が得られるのか、議会としてまた市民にどのような影響があるのかなど活発な議論をしてきました。条文ひとつひとつに対して、こうした議論が何度となく行われ、時には、理想と現実の狭間で各委員が悩み一つの条文を作り上げるまでに数回にも及ぶ委員会を重ねてまいりました。

例えば、視察報告にもありますように「通年議会」の導入については、先進地の四日市市への視察を実施し、現場の意見を事細かに聴取させていただきましました。そして委員会において賛成、反対等活発な議論がなされました。その結果として、導入については将来の

課題ではあるが、現時点では慎重な検討が必要であるとの結論付けをいたしました。

また、「議会報告会」の開催規定を条文に謳うに当たっては、その開催回数や時期などについて議論が行われました。その上で詳細については、要綱として別に定めることとするなど、その内容についても条文とは別に協議して決めていく必要があり、かなり時間を掛けての条例案文及び要綱案文の作成となりました。

現在の状況としましては、当委員会として作成した土岐市議会基本条例（案）を市長に提示し、その意見を聴取している段階です。今後は皆様の意見をいただくパブリックコメントを予定しております。その節には皆様から多くのご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

